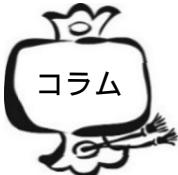




FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



指示の重要性

P1

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

毎年末に、自衛隊の地域貢献活動の一環として、姫路城の一斎清掃があります。昨年も12月16日に姫路城クリーン作戦として実施され、迷彩服を着た数十人の自衛隊員が天守閣に登り、ほうきその他の掃除道具を持って掃除をする姿が、新聞その他のニュースで映し出されました。

その写真がある社長様が最近流行りのAIで加工して、Facebookにアップしていました。なんと、自衛隊員がすべてサンタクロースに変換され、赤と白のおなじみの衣装をまとって姫路城を掃除していました。空からちらほらと雪が降っており、写真の下部にはMerry Christmasとメッセージが入り、とても素敵な写真に仕上がっていました。

AIはこんなこともいとも簡単にできるんだなと感心しながら、私もその写真を拝借して遊んでみようと思いつき、写真をコピーしてchatGPTに貼り付け、「サンタさんをヤマサのさっちゃんに変換してください！」とだけ入れてみました。そしてしばらくして出来上がってきた画像を見て少し苦笑い。なんだかいつも目にしているさっちゃんとは少し違いましたね。似てはいるけど、まったく別のキャラクターのようでした。

私が作ったその写真を社長にお見せすると、社長が改めてご自分で作成された写真を送って来てくれました。そこに写っていたのは、まさしく姫路城に登って掃除をしているヤマサのさっちゃんでした。そして、その指示の仕方はこういう風にしたらしいです。

「クリスマスの雰囲気あふれる写真を生成してください。雪が静かに降る冬の景色の中で、全ての清掃作業員がヤマサ蒲鉾株式会社のキャラクターさっちゃんにサンタクロースの衣装を着て、ほうきや清掃道具を持って立っています。お城の中にいる人も全てサンタクロースの衣装を着ています。背景には歴史的なお城があり、瓦屋根には白い雪が薄っすらと積もっています。全体は写真のようにリアルで、温かく心和むクリスマスの雰囲気にしてください。画面の中に「Merry Christmas」という文字を、上品で読みやすいフォントで可愛く中央の下部に配置してください。シネマティックなライティング、8K高解像度、柔らかな光と雪の表現を重視してください。」

そして、言葉による指示だけでなく、ヤマサのさっちゃんの画像を平面のと立体のを2枚添付していました。ネットから探しに行かせるわけではなく、こちらから提供するんですね。しかも、この指示も、chatGPTを使って考えさせたものとのことでした。

さすがのAIも言葉にも表していない深い意図や想いまでは読み取ることは難しいようです。普通の仕事の指示も同様で、「〇〇やついて！」と一言だけで終わらせるのと、できるだけ言葉や画像やその他詳細にこちらの意図や想いを伝えるのとでは、出来上がりが違うということですね。改めて指示の重要性を痛感しました。



FAX INFORMATION

Vol.352 2026 / 1月号

FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



令和 8 年度税制改正の実務ポイント

経営・実務への影響が大きい内容をピックアップしました

P2

食事支給の非課税限度額の引上げ【実務上の影響大】

従業員に対する食事の現物支給について、非課税限度額が 40 年以上の期間を経て大幅に引き上げ

- ・月額 7,500 円（現行 3,500 円）
- ・深夜勤務の夜食代：1 食 650 円（現行 300 円）

【適用時期】令和 8 年 4 月 1 日以後

特定生産性向上設備等投資促進税制【新設】

すべての業種を対象に、高付加価値化を目的とした大胆な設備投資（取得価額の合計額は中小企業の場合 5 億円以上）を税制面から後押し

税額控除 7%（建物、建物附属設備、構築物については 4%）又は即時償却を選択

【適用時期】産業競争力強化法改正法の施行日から

地方拠点強化税制の拡充

企業の地方移転等を促進し地方における雇用創出を図るため、適用期限を 2 年延長

賃上げ促進税制の一部廃止

中小企業 教育訓練費の上乗せ措置を令和 8 年 4 月 1 日以後開始事業年度廃止

大企業 令和 8 年 3 月 31 日で廃止

中堅企業 賃上げ要件を強化し令和 9 年 3 月 31 日で廃止

インボイス制度の見直し

2 割特例 個人事業者向けに 2 年間の経過措置として「3 割特例」へ緩和

【適用時期】令和 9 年・10 年に含まれる各課税期間

8 割控除 免税事業者からの仕入控除の特例期間が 2 年延長、控除割合の一部緩和

- ・R8.10.1～R10.9.30 7 割控除可（控除可能割合を緩和）
- ・R10.10.1～R12.9.30 5 割控除可
- ・R12.10.1～R13.9.30 3 割控除可
- ・R13.10.1～ 控除不可

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

下記へ配信してください。

会社名

ユアブレーン 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX



P3

「取適法」ご存じでしたか？

令和8年(2026年)1月1日から施行された中小受託取引適正化法(通称:取適法)は、従来の「下請代金支払遅延等防止法(下請法)」が大幅に改正されたものです。これにより中小企業(特に受託側の中小企業・小規模事業者)の経理・取引管理に影響が出ることが予想されます。

取適法の基本的な狙い

中小企業が委託取引(大企業等から受注する取引)において 対等な取引条件で利益を確保できるようにすることを目的としています。価格交渉や支払条件の適正化、取引の透明性・公平性の向上に重点が置かれています。

中小企業への主な影響

1. 取引条件の透明性と交渉の義務化

取適法では、委託側(いわゆる元請・発注側)が中小受託事業者と価格や取引条件について協議する場を設けることとされ、協議要請に対して正当な理由なく応じないことが禁止されています。これまで一方的な条件提示・決定が行われやすかった取引慣行に対し、中小企業が価格や条件について交渉しやすくなる環境整備が進みます。

→ 影響: 取引先(大企業等)との価格・条件交渉が法的に重要になり、中小企業側でも交渉の準備・根拠資料の整理が必要になります。

2. 支払条件・支払サイトに関するルール強化

改正により、以下のような支払関連の取り扱いにも制限が加わります。

手形や割引販売など、事実上の現金支払回避等を目的とした不当な支払条件が強制的に禁止され、支払サイトの明確化(遅延の禁止含む)が求められます。また、ファクタリング等、請求書や支払の取り扱い方法についても規律が強化されます。

→ 影響: 中小企業は 請求書の受領日・支払日などの管理を厳格化する必要があり、経理や請求管理業務が負担増となる企業もあります。

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名 _____

ユアブレーン 尾上会計事務所 宛

TEL _____

FAX 079-288-0997

FAX _____



3. 適用範囲の拡大

取適法では、これまでの「下請」という従属的表現だけでなく、資本金や従業員数の両方の基準を用いるなど、より多くの取引関係が対象になります。また、運送委託などの新たな取引類型も対象に含まれます。

→ 影響：今まで対象外だったケースでも法律が適用される可能性があり、取引実務全般で法令チェックが必要になります。

4. 実務対応の負担増加

実務面では次のような対応が必要になります。

契約・見積・請求・支払までの取引一連の文書化と保存が必要になり、価格交渉の根拠・会話記録の証跡管理も求められます。また、各種禁止行為（不当返品、報復措置等）に該当しないか取引慣行の見直しも必要となります。

→ 影響：事業規模によっては管理工数の増加や社内ルールの整備が必要になり、専門人材やツール導入を検討する動きも出ています。

中小企業の対応の現状と課題

調査では、施行が目前にもかかわらず対応準備が十分でない企業が多いと報告されました。約 57% が法改正への精査をしていない・知らなかったという回答もあるため、今後混乱や対応遅れが懸念されています。

中小企業が取るべき実務対応（例）

以下のような具体的対応が推奨されています。

- ・取引基本契約書・見積書に価格協議プロセスを明記
- ・請求書・支払データの日付管理・保存ルールの整備
- ・価格・コスト構造の根拠資料整理
- ・社内研修・説明会参加で社員の法理解を促進

今回施行された取適法は、中小企業の取引環境をより公平・透明にするための法改正です。

中小企業が法の保護を受けやすくなる一方で、交渉や文書管理などの実務対応の負担が増える可能性があります。特に経理・契約管理・社内ルール整備は今後の重要な経営課題となりますので、ご注意下さい。

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

会社名

ユアブレーン 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX